

病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 (国家戦略特別区域高度医療提供事業)

<初認定>

関西圏：平成26年9月30日
東京圏：平成26年12月19日
福岡市・北九州市
：平成27年6月29日
沖縄県：平成28年4月13日

- (国家戦略特別区域法 第14条、令和8年3月25日 厚生労働省医政局長通知 医政発0325第30号)

規制改革の内容

特例措置前

病床過剰地域※では、公的医療機関等の開設・増床は原則禁止

※都道府県の定める各医療圏において、既存病床数が都道府県医療計画における基準病床数を超える地域

特例措置

都道府県は、病床過剰地域においても、最先端医療を提供する医療機関に対して必要な病床の増床（開設含む）を許可

効果

最先端医療の提供による世界トップクラスの「国際医療拠点」の形成

規制改革の概要

